



事務局（局長） 只今から、令和5年第9回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。  
開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議事進行をお願いいたします。

議 長（会長） これより本日の会議を開きます。  
出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中20名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。  
本日、33番 坂幹幸委員より、欠席の報告を受けております。  
また、32番 中本祐市委員が、少し遅れて来られるということです。  
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。  
まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員に、5番 西岡輝治委員と6番 須藤賢一委員を指名いたします。  
次に、日程第2 書記の指名を行います。  
本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。  
それでは、日程第3 議案審議に入ります。  
まず、議案第57号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農地係長） 議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。  
議案書1ページをご覧ください。  
1番、肱川町宇和川の土地、畑1筆・97㎡、贈与による所有権移転です。  
所有権移転後は、露地野菜を栽培します。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事をします。  
以上、1件です。ご審議をよろしく申し上げます。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

事務局（専門員兼農地係長） 1番案件ですが、中本委員さんの案件です。少し遅れているという報告を受けておりますので、私のほうから代読させていただいたらと思います。  
1番案件について、ご説明いたします。  
議案説明資料は2ページを参考にしてください。  
1番案件の申請地は、小藪川橋から西へ約50mにある農地で、譲渡人が、市内のサービス付き高齢者向け住宅に入居して、耕作管理が困難なため、申請地の近くに住む譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。  
現地調査において、現在は耕作されておりましたが、今後草刈等の整備を行ったあと、夫婦で自家消費用の露地野菜を栽培する旨の「新規営農計画書」が提出されており、今後の耕作状況を見守っていくこと

とします。

調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長） 地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第58号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」2ページから9ページまでを、併せてご覧ください。

1番、野佐来の土地、1,190㎡の内721.72㎡の案件は、借主が、地元で共同利用を行う作業所及び駐車場のために、申請地を借りて建設をするものであります。

農地区分は、大洲市中心部から南西に約4.0kmのところを位置し、農地の一定規模以上の集団性はなく、公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であり、申請地以外に当該事業の目的を達することが可能な第3種農地又は宅地等がないことから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

2番、春賀の土地、10,753㎡の案件は、譲受人が、安全・衛生面を考慮し、将来の事業継続のために、申請地を取得して露天駐車場等を新設しようとするものです。

申請地は、大洲市中心部から北北東に約5.3kmのところを位置し、農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であり、申請地以外に当該事業の目的を達することが可能な第3種農地又は宅地等がなく、隣接する土地と一体として、同一の事業の目的に供するために必要であると認められることから、「第2種農地」と判断しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

なお、本件は3,000㎡以上の転用のため、今月28日開催予定の常設審議委員会においてご審議いただく予定です。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

9番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の2ページから5ページを、参考にしてください。

申請地は3ページの位置図のとおり、大洲市南久米連絡所から南へ約2.6kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおり、申請地以外に当該事業の目的を達することが可能な土地がないことから、第2種農地であるため、特に問題ないと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、4ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、農地所有者は同じ貸主であり、特に問題ないものと思われます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長 (会長)

2番。

21番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の6ページから10ページを参考にしてください。

申請地は、7ページの位置図のとおり、大洲市三善連絡所から西南西へ約0.5kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、隣接する土地と一体として同一の事業に供することから、代替性はなく、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金により着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、8ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長 (会長)

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は、申請のとおり許可相当として送付す

ることに決定いたしました。

次に、議案第59号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼  
農政係長）

議案第59号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」、ご説明します。

租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために、3年ごとに税務署に相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として、農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。

この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。

1番、田口の申請人です。

申請農地は、東大洲にあります4筆で、合計4,773㎡になります。

納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成22年11月7日となっております。

対象の農地につきましては、耕作管理されておりました。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

3番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の10ページを参考にしてください。

申請地は10ページの位置見取図のとおり、市立大洲図書館から約190mから1,250m以内に点在する農地4筆になります。

申請人は、施設園芸を主体とした農業をしております。

8月18日に事務局担当者と現地確認を行い、4筆のうち、畑の2筆については、それぞれイチゴとキュウリをハウスで栽培されており、田の2筆については、水稻を栽培しているのを確認しております。

納税猶予を受けている農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第60号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼  
農地係長）

議案第60号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の4ページから、ご覧ください。

「新規」案件のみを説明させていただきます。

まず、3番ですが、野菜や野菜苗を栽培するため、賃借権を10年間設定するものです。

次に、5ページの4番と5番は、「利用権の設定を受ける者」が同一で、ともに野菜を栽培するため、賃借権を5年間それぞれ設定するものです。

その他の案件につきましては「再設定」となりますので、後ほどご確認をお願いします。

7ページです。以上、利用権設定件・筆数、8件・25筆、利用権設定総面積、19,202㎡。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書は8ページになります。

1番は、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により、菅田町菅田の農地を取得しようとするものです。

1番、菅田町菅田の土地、田2筆601㎡、利用目的は「水稲」です。

以上、所有権移転件・筆数、1件・2筆、所有権移転総面積、601㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることいたします。